

東京都食品ロス削減パートナーシップ会議（第1回）

ー東京都食品ロス削減パートナーシップ会議ー

9月29日（金曜日）、東京都食品ロス削減パートナーシップ会議（第1回）が都庁で開催され、小池知事が出席しました。

この会議は、国連の「持続可能な開発目標」に掲げられた、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる目標への貢献を目指し、東京都内の食品流通段階で、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう「食品ロス」の削減を図るため、食品流通事業者、消費者団体及び有識者が一堂に会して検討を行い、連携・協働を進めていくことを目的に設置されたものです。



会議冒頭に挨拶をする
小池知事

会議冒頭、知事は、「東京2020大会を機に『もったいない』という精神、理念を、日本を象徴する言葉として世界へ広めていきたい」と挨拶しました。また、賞味期限を迎える防災備蓄食品67万食を都民や福祉施設などに配り有効活用した都の取組や、フランスで制定された「食品廃棄禁止法」を紹介し、「皆さまのリーダーシップや、これまでの経験・知見などを活かして、食品ロスの削減に取り組んでいきたい。また、消費者が、新しい消費行動をライフスタイルに取り入れる、きっかけ作りができれば良い」、「2020年を目標に、『食品ロス削減東京方式』を確立したい」と語りました。

会議では、渡辺達朗氏が座長に選任されたのち、食品ロスの現状と課題、キャンペーンなどについて議論が交わされました。



会議会場

東京都食品ロス削減パートナーシップ会議 委員名簿

敬称略（五十音順）

氏名	所属（役職）
赤津 友弥	一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会 日東燃料工業株式会社ベニースーパー 取締役
安東 迪子	特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO 事務局長
梅崎 信彦	全日本菓子協会 江崎グリコ株式会社 執行役員
柿野 成美	公益財団法人 消費者教育支援センター 総括主任研究員
金丸 治子	日本チェーンストア協会 イオン株式会社 グループ環境・社会貢献部 部長
北村 成司	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 商品本部飲料・酒・加工食品 シニアマーチャンダイザー
国友 千鶴	公益社団法人 日本パブリックリレーションズ協会 ピーアールコンビナート株式会社 代表取締役社長
黒川 徹雄	一般社団法人 日本加工食品卸協会 国分グループ本社株式会社 経営企画部 企画一課長
小林 富雄	愛知工業大学 経営学部経営学科 教授
清水 きよみ	公益社団法人 消費者関連専門家会議 事務局長
辰巳 菊子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員 協会 常任顧問
田中 清	一般財団法人 食品産業センター 味の素株式会社 理事 生産戦略部
中田 雅史	一般社団法人 全国清涼飲料連合会 専務理事
藤田 静江	特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟 監事
三田 謙二	生活協同組合連合会コープデリ連合会 商品業務管理 統括部長
山田 博成	日本チェーンドラッグストア協会
横瀬 吾郎	一般社団法人 日本加工食品卸協会 三菱食品株式会社 加食事業本部 商品オフィス室長
渡辺 達朗	専修大学 商学部長

総合物流施策大綱(2017年度～2020年度)の概要

- ◆ 物流は、我が国の産業競争力の強化、豊かな国民生活の実現と地方創生を支える、社会インフラであり、途切れさせてはならない。
- ◆ 現行大綱策定後、第4次産業革命や通販事業の拡大など社会状況が大きく変化し、今後更なる少子高齢化等が進展。
- ◆ 社会状況の変化や新たな課題に対応できる「強い物流」を構築するために、物流の生産性向上に向けた、6つの視点からの取組を推進。

物流の生産性向上

<革命的に変化する>

[5]新技術(IoT、BD、AI等)の活用による“物流革命”

物流分野での新技術を活用した新規産業の創出

- (1) IoT、BD、AI等の活用によるサプライチェーン全体最適化の促進等
気象データのAI解析による需要予測の製・配・販での共有、RFIDの活用によるサプライチェーン全体の最適化と在庫日数や輸送コストの削減等
- (2) 隊列走行及び自動運転による運送の効率化
世界に先駆けた自動運転の社会実装、特に、後継車無人の隊列走行については、社会実装を目指し、必要な技術開発、社会的受容性や事業面を検討
- (3) ドローンの活用
荷物配送を本格化させるための取組を実施
- (4) 物流施設の自動化・機械化
ロボット機器の導入を通じて、庫内作業の省人化、現場作業の負担軽減
- (5) 船舶のIoT化・自動運航船
IoT等の活用による陸上からのリアルタイムでの船舶の機器監視等

<繋がる>

[1]サプライチェーン全体の効率化・価値創造に資するとともにそれ自体が高い付加価値を生み出す物流への変革 ～競争から共創へ～

- (1) 連携・協働による物流の効率化
①事業者間の連携による物流量変動(ムラ)の緩和、②荷物情報をお互にかかちあわせ取ることによる荷受け作業の効率化等、③共同物流による積載率の向上・モーダルシフト
- (2) 連携・協働を円滑化するための環境整備
①事業者間のデータの標準化等、②パレット使用の標準化、③RFID利用の拡大
- (3) アジアを中心としたサプライチェーンのシームレス化・高付加価値化
①越境通関の促進、NACCSの海外での活用等、②我が国物流システムの国際標準化、③農水産品の物流効率化・輸出促進に資する物流面での取組等

<見える>

[2]物流の透明化・効率化とそれを通じた働き方改革の実現

- (1) サービスと対価との関係の明確化
コストの「見える化」(運送(運賃)と運送以外(料金)の区分の推進等)
- (2) 透明性を高めるための環境整備を進める
契約の書面化、多重下請構造の是正を通じた取引の透明化等
- (3) 付加価値を生む業務への集中・誰もが活躍できる物流への転換
①トラック予約受付システム等の活用による荷待ち時間の短縮、②宅配便の再配達削減、③中継輸送方式の導入等による働きやすい環境整備等

<支える>

[3]ストック効果発現等のインフラの機能強化による効率的な物流の実現 ～ハードインフラソフトインフラ一体となった社会インフラとしての機能向上～

- (1) モーダルネットワークの強化等による輸送効率向上
空港、港湾等と高速道路のアクセス強化、高速道路と物流施設の直結の促進等
- (2) 道路・海上・航空・鉄道の機能強化
①道路輸送の機能強化(ピンポイント渋滞対策の強化、人・物の平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための基幹となる道路ネットワークの構築等)②海上輸送の機能強化(国際コンテナ戦略港湾での大水深コンテナターミナルの整備、AIの活用によるコンテナターミナル運営の生産性向上等)等
- (3) 物流施設の機能強化
物効法の枠組みを活用した効果的な立地への物流施設の誘導等
- (4) 物流を考慮した地域づくり
①地域における荷さばきルールの策定促進等、②自動運転サービスを含む、道の駅等の小さな拠点を核とした新たな輸送システムの構築

<備える>

[4]災害等のリスク・地球環境問題に対応するサステイナブルな物流の構築

- (1) 災害等のリスクに備える
①災害に強い物流システムの構築(ラストマイルも含めた支援物資輸送の実現、コンビニ等の流通チャネルを活用した物資の供給等)、②インフラの機能確保のための老朽化対策(予防保全を前提としたメンテナンスの計画の実施等)、③セキュリティ対応等(海賊対策、マ・シ海峡等の船舶交通安全対策)、④大規模イベント時等における対応
- (2) 地球環境問題に備える
①省エネ法の活用によるサブプライズチェーン全体における環境負荷低減、②船舶に係るSOx規制強化に対応するためのLNG/ペンガリニング拠点の整備等

<育てる>

[6]人材の確保・育成 + 物流への理解を深めるための国民への啓発活動等

- (1) 物流現場の多様な人材の確保や高度化する物流システムのマネジメントを行う人材の育成等
①国内の物流現場の多様な人材の確保に資する働き方改革等の実施、②我が国企業の実地人材の育成、③高度化する物流システム・マネジメントを設計・管理する人材の育成
- (2) 物流に対する理解を深めるための啓発活動
国民が、物流の一利用者として適切な選択が可能となるよう、物流の社会的な役割、物流の抱える課題等について理解を深めるための啓発活動等

民間 + 各省庁等の連携による施策の推進

トラック運送業の適正運賃・料金収受を推進していきます！

－ 国土交通省 －

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成29年8月4日
自動車局貨物課

トラック運送業の適正運賃・料金収受を推進していきます！

トラック運送事業における適正運賃及び料金の収受を推進するため、標準貨物自動車運送約款等の改正を行います。

国土交通省においては、厚生労働省と共同で平成27年5月に設置した「トラック輸送における取引環境・長時間労働改善中央協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を昨年7月13日に立ち上げ、適正運賃・料金収受に向けた方策等について検討をしてきました。

この度、当該検討会の議論を踏まえ標準貨物自動車運送約款の改正等を行います。

1. 標準貨物自動車運送約款等の改正

標準貨物自動車運送約款等について、以下のような改正を行うことにより、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に収受できる環境を整備します。

- (1) 運送状の記載事項として、「積込料」、「取卸料」、「待機時間料」等の料金の具体例を規定
- (2) 料金として積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とし、荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定
- (3) 附帯業務の内容として「横持ち」等を明確化 等

2. トラック運送業における書面化推進ガイドラインの改正等

トラック運送業における書面化推進ガイドライン：<http://www.mlit.go.jp/common/001195720.pdf>

※ また、「トラック運送業における下請・荷主適正取引ガイドライン」についても改正を行います。

トラック運送業における下請・荷主適正取引ガイドライン：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html

3. スケジュール

告示の公布：平成29年 8月 4日

告示の施行：平成29年11月 4日

【問い合わせ先】

自動車局貨物課 尾崎、三浦

TEL：03-5253-8111（内線 41333） 直通：03-5253-8575

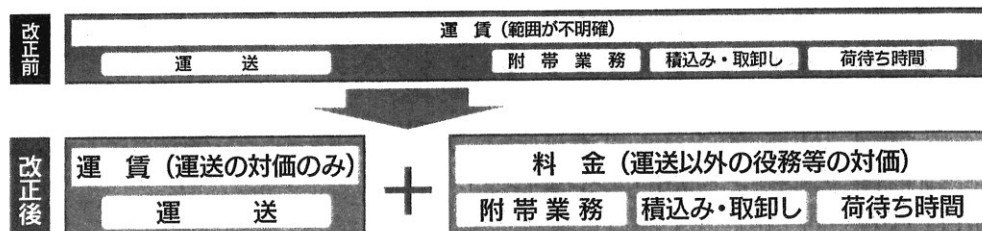
FAX：03-5253-1637

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わります。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

①「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



②「待機時間料」を新たに規定します

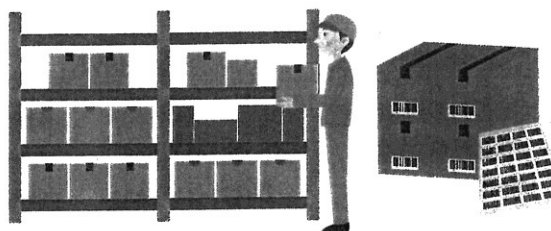
荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



③ 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

荷主に行っていただきたいこと

- ☑ 運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。
 - ▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。
- ☑ 運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者はその対価となる料金を支払う。
 - ▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

- ☑ 新標準約款を営業所に掲示する
 - ▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ☑ 運賃・料金表の変更届出を行う
 - ▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問 合 せ 先

国土交通省貨物課 ☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課	☎ 011-290-2743	近畿運輸局貨物課	☎ 06-6949-6447
東北運輸局貨物課	☎ 022-791-7531	中国運輸局貨物課	☎ 082-228-3438
関東運輸局貨物課	☎ 045-211-7248	四国運輸局貨物課	☎ 087-835-6365
北陸信越運輸局貨物課	☎ 025-285-9154	九州運輸局貨物課	☎ 092-472-2528
中部運輸局貨物課	☎ 052-952-8037	沖縄総合事務局陸上交通課	☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会